

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
生産者・一次卸・飲食店間での共同開発・共同プロモーション・標準 SKU 整備を推進し、適正な価格転嫁の対話を促進します。
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
受発注・請求・決済の電子化を支援し、当社運営の B2B 基盤「プロマルシェ」への出品・運用伴走（商品登録・在庫/配送条件整備）を実施します。
- c. 専門人材マッチング
(該当なし)
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
共同配送・簡易包装の推進、配送ルート最適化により物流負荷を低減し、CO₂排出原単位の削減に取り組みます。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
リモートワークや時差勤務等の柔軟な働き方を推進し、長時間労働の抑制と生産性向上を図ります。
年1回の定期健康診断の受診 100%、有給休暇の取得促進、ミーティング負荷の最適化（ノーミーティングデー等）、コミュニケーションのルール整備（深夜送信抑制など）に取り組み、従業員の心身の健康増進を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは是正に積極的に取り組

みます。下請取引以外の企業間取引においても、取引上の立場に優劣がある場合には本趣旨に沿った適正取引の実現に努めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

当社は型を活用した取引なしのため対象外

③手形などの支払条件

下請代金は原則、現金振込または電子記録債権で支払い、約束手形は原則利用しません。やむを得ず手形等を用いる場合も、割引料等を下請事業者に負担させず、支払サイトは60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの更に先まで価格転嫁の方針が行き渡るよう、情報発信・対話の場の設定を行います。また、本宣言の趣旨の普及に努め、関係先に対して宣言の表明と実践を働きかけます。約束手形の廃止と電子化の推進を継続します。

2025年9月13日

CAROT 株式会社

代表取締役 嶋田光宏

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。